

入札説明書

宮崎県が行う物品の借入等に係る一般競争入札については、入札公告に定める事項及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知した上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記14に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年12月22日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 自動体外式除細動器 8台
- (2) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年1月30日
- (4) 契約期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日まで(36月)
長期継続契約とする。
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。また、賃借料一月当たりの単価に括弧書きで一台当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記2の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下、暴力団といふ。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といふ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められた場合
 - ウ 本件契約の相手方の役員等(本件契約の相手方の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいふ)が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
 - エ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類で、種目が医療機器又は業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目がその他であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和8年1月7日までに提出しなければならない。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- (3) 上記(2)の書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前審査及び結果の通知について
- ア 提出場所
宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985-26-7290
 - イ 提出期限
令和8年1月7日 午後5時
(土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日から令和8年1月2日を除く、午前9時から午後5時まで)
 - ウ 提出書類
別紙様式1及び添付資料
 - エ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）にて提出すること。
 - オ 事前審査の実施
入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行ったうえ、提出書類の修正を求める場合がある。
審査期間 令和8年1月8日から令和8年1月13日まで
 - カ 事前審査結果の通知
事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、または修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。この結果は、審査終了後、令和8年1月13日までの間に連絡する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7290
- (2) 期間 令和7年12月22日から令和8年1月21日まで
(土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日から令和8年1月2日を除く、午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は、公告日から開札日まで県ホームページ〔URL〕にダウンロードできる形式で掲載するものとし、原則として交付は行わない。ただし、ホームページでの閲覧が困難な場合には、下記に示す場所及び期間内で交付するものとする。

- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 令和7年12月22日から令和8年1月21日まで

(土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日から令和8年1月2日を除く、午前9時から午後5時まで)

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

本件入札に関する質問は、令和8年1月7日午後5時まで受け付ける。

なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページ等で通知する。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 提出期限 令和8年1月21日 午後5時
- (3) 提出方法 別紙様式2による入札書を、持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『1月22日開封「自動体外式除細動器の賃貸借」の入札書在中』と朱書きしなければならない。なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に『1月22日開封「自動体外式除細動器の賃貸借」の入札書在中』と朱書きしなければならない。また、この場合についても上記(2)の提出期限を必着とする。

イ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

ウ 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁本館1階 西側会議室
- (2) 日時 令和8年1月22日 午前10時30分
- (3) 開札には、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に係る職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がない場合は再度の入札を行う。
- (5) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行す

ることができない状態にあると認めたときは、開札の執行を延期又は取り消す。

10 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいない場合は、開札後直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
 - ア 初度入札に参加しなかった者
 - イ 連合その他不正な行為があった入札をした者

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しようとする者が過去2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじ

を引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があうときは、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985-26-7290

15 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 入札者は、入札後、入札通知について不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。